26-D-0986
2026 年 11 月 6 日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下の通りグリーンボンド・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

グリーン共同発行団体（地方公共団体）

グリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク	据置

総合評価	グリーン性評価（資金使途）	管理・運営・透明性評価
Green 1(F)	g1(F)	m1(F)

発行体	グリーン共同発行団体（地方公共団体） ＊ グリーン共同発行団体とはグリーン共同債を発行する団体を指す
評価対象	グリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. グリーン共同発行団体（地方公共団体）の概要

日本の地方公共団体は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 第 1 項において、普通地方公共団体と特別地方公共団体に大別されている。普通地方公共団体には都道府県と市町村があり、特別地方公共団体には特別区、地方公共団体の組合及び財産区がある。市町村は、指定都市（要件：人口 50 万以上の市のうちから政令で指定）、中核市（要件：人口 20 万以上の市の申出に基づき政令で指定）、施行時特例市（特例市制度の廃止の際、現に特例市である市）、その他の市（要件：人口 5 万以上ほか）、町村に分かれる[1]。地方公共団体のうち、財産区以外は、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものを指す[2]。地方債は原則として、公営企業（交通、ガス、水道等）の経費や、公共施設又は公用施設の建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政

[1] 出典：総務省ウェブサイト　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihou-koukyoudantai_kubun.html
[2] 出典：財務省ウェブサイト　https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/tihousaiseidonogaiyou.htm

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条各号に掲げる場合においてのみ発行できることとなっている。地方債の主な特徴としては、①地方公共団体が負担する債務であること、②資金調達によって負担する債務であること、③証書借入又は証券発行の形式であること、④地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務であること、⑤債務の履行が一会計年度を超えて行われるものであること、⑥法律で定められた事業について地方債を起こすことが出来ること、という 6 点が挙げられる[3]。

地方債のうち、共同発行市場公募地方債は、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体が共同して発行する地方債であり、2003 年 4 月から発行されている。共同発行市場公募地方債の主な特徴としては、①地方財政法第 5 条の 7[4]に基づき、地方公共団体が連帯債務[5]を負う方式により発行されること、②流動性補完措置を講じていること、③発行ロットが大きく流動性が高いこと、という 3 点が挙げられる。①に関して、連帯債務方式を採用することにより、共同発行市場公募地方債においては、参加団体の各々が発行額の全額について償還責任を負っており、償還確実性に関して極めて強固な仕組みとなっている。②に関しては、参加団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行うため、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドが設置されている。③に関しては、毎月 1,000 億円程度（令和 8 年度発行予定額）と発行額が大きいため流動性が高く、優れた商品性を有している。

▶▶▶2. グリーン共同発行団体（地方公共団体）の環境に関する取り組み

国の「第六次環境基本計画」では、地方公共団体は、地域の重点戦略を進める際の要となり得る存在であり、持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境保全に関して主要な推進者であるとともに、地域の取り組みの調整者としての役割を担うことが期待されている。このため、地方公共団体は、関係部局間の緊密な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、地域における取り組みの目標や方向性などを地域の企業や、団体、住民をまきこんで議論し、検討する場づくり、目標や方向性などの提示、各種制度の設定や社会資本整備などの基盤づくり、各主体の行動の促進など、住民、事業者、民間団体、他の地方公共団体や国の関係機関と対話を通じた協働取組により、地域における環境保全施策を統合的に展開することが期待される。

また、国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体の主な役割として、「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」と「自らの事務及び事業に関する措置」の 2 つを挙げている。前者に関して、地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。後者に関して、地方公共団体は、自ら率先的な取り組みを行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであることから、都道府県及び市町村は、当該計画に即して、自らの事務及び事業について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画 （地方公共団体実行計画事務事業編）を策定し実施する。

さらに、国の気候変動適応計画では、地方公共団体は、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため、当該計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定するよう努めることとなっている。その際、地方公共団体は、関係部局の連携協力の下、防災・国土強

[3] 出典：江夏あかね（2007）『地方債投資ハンドブック』、財経詳報社
[4] 地方財政法第 5 条の 7（地方債証券の共同発行）
証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。
[5] 連帯債務とは、連帯債務者の一人一人がそれぞれ債務の全部について履行責任を負うものである（民法第 436 条）。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

靭化に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物多様性の保全に関する施策等、関連する施策に積極的に気候変動適応を組み込み、各分野における気候変動適応に関する施策を推進するよう努めている。

以上のように、地方公共団体は、国又は各地方公共団体が策定した環境基本計画、地球温暖化対策計画、気候変動適応計画等に基づき、気候変動の緩和策及び適応策を推進している。

2023 年度から、グリーンボンドの共同発行市場公募地方債（グリーン共同債）が発行されている。共同発行市場公募地方債の仕組みを活用することで、個別にグリーンボンドを発行する程の規模の充当事業を確保できない地方公共団体においてもグリーンボンドでの調達が可能となるため、従来以上に全国規模で気候変動の緩和策及び適応策を加速させることができる。

▶▶▶3. グリーン共同発行市場公募地方債フレームワークについて

今般の評価対象は、地方公共団体がグリーン共同債により調達する資金を、環境改善効果を有する使途に限定するために共同で定めた「グリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク」（本フレームワーク）である。JCR は、本フレームワークが「グリーンボンド原則[6]」及び「グリーンボンドガイドライン[7]」に適合しているか否かの評価を行う。これらは、原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準であるため、JCR は当該原則及びガイドラインを参照して評価を行う。

JCR は、2023 年 8 月 31 日に地方公共団体の本フレームワークに対してグリーンボンド・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を公表している。加えて、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受けて、地方公共団体が本フレームワークを更新したことから、JCR はレビューを実施し、2024 年 8 月 9 日に同様の総合評価“Green 1(F)”を公表している。

今回のレビューは、「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」の更新、ならびに資金使途の追加・変更を反映した本フレームワークの更新に伴い実施するものである。

地方公共団体は、2024 年 8 月時点（前回評価時）のフレームワークの中で資金使途を、国又は各地方公共団体が策定した環境基本計画、地球温暖化対策計画、気候変動適応計画等で策定した目標及び方針に沿って、再生可能エネルギー、省エネルギー、汚染の防止と管理、自然資源・土地利用の持続可能な管理、生物多様性保全、クリーンな運輸、持続可能な水資源管理、気候変動に対する適応、グリーンビルディングとしている。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は、地方公共団体の定めた適格クライテリアが環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

今般の本フレームワークの資金使途に関する更新点は、バイオマス発電設備の整備、公営住宅の ZEH 化、廃棄物処理施設の整備、電動車の導入及びカーボンニュートラルポート（CNP）形成事業の適合性判断要件の変更、ならびに熱中症対策のための整備の追加である。いずれについても、JCR は環境改善効果を有するものであると評価している。

[6] International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2025"
https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/
[7] 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2026 年版」
https://greenfinanceportal.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline2026.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

地方公共団体は、環境に関する明確な目標のもと、グリーンボンドによる資金調達を企図している。環境問題へ取り組む体制は適切に構築されており、環境に関して専門的な知見を有する部署が資金使途となるプロジェクトの選定プロセスに関与する仕組みも確保されている。また、グリーンボンドによる調達資金の管理は、予め定められた部署において適切に行われる。レポーティングについては、資金充当状況及び環境改善効果の指標が開示される予定である。以上より、地方公共団体のグリーンボンドに係る管理・運営体制について、前回評価時と同様適切であり、透明性が高いことを JCR は確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

目次

■レビュー事項

■レビュー内容

1. 調達資金の使途
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■レビュー結果（結論）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポーティング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポーティング及びインパクトレポーティングが、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法でフレームワーク変更後も適切に開示される体制が整備されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

サステナビリティに関する問題を、引き続き行政運営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

レビュー内容

1. 調達資金の使途

地方公共団体は、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている。なお、太字及び下線を施している部分は前回評価時から更新箇所である。更新箇所について、追加は「熱中症対策を目的とした指定暑熱避難施設、学校等の空調設備の整備」のみであり、その他の資金使途は適合性判断要件（別紙参照）の変更である。

資金使途にかかる本フレームワーク

グリーン共同債の発行により調達した資金は、別紙記載の「グリーン関連事業」に該当する対象プロジェクトに充当する予定です。

別紙

No.	グリーン関連事業	環境面での便益
大分類	1．再生可能エネルギーに関する事業	
小分類	①再生可能エネルギー関連施設・設備整備事業	
1	太陽光発電施設・設備の整備	CO_2 排出量の削減
2	小水力発電施設・設備の整備	CO_2 排出量の削減
3	老朽化した水力発電所の設備の整備	CO_2 排出量の削減
4	陸上風力発電施設・設備の整備	CO_2 排出量の削減
5	洋上風力発電施設・設備の整備	CO_2 排出量の削減
6	地熱発電のための施設整備	CO_2 排出量の削減
7	**木質バイオマス発電施設・設備の整備**	CO_2 排出量の削減
8	**下水汚泥・し尿バイオマス発電施設・設備の整備**	CO_2 排出量の削減
9	汚泥有効利用施設整備 (バイオガスの生成・下水汚泥の固形燃料化)	CO_2 排出量の削減
大分類	2．省エネルギーに関する事業	
小分類	①公共施設等の ZEB 化等	
1	公共施設等の ZEB 化	エネルギー消費量の削減
2	**公営住宅の ZEH 化**	エネルギー消費量の削減
小分類	②公共施設等への省エネ性能の高い機器等導入事業	
1	公共施設等の照明、信号機等の LED 化	エネルギー消費量の削減 CO_2 排出量の削減
2	公共施設等の空調設備の整備 （エネルギー高効率な空調設備の導入）	エネルギー消費量の削減 CO_2 排出量の削減
3	公共施設等の昇降機の整備 （エネルギー高効率な昇降機の導入）	エネルギー消費量の削減 CO_2 排出量の削減
4	その他公共施設等の省エネ化	エネルギー消費量の削減

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		CO_2排出量の削減
小分類	③未利用エネルギーの利用に係る事業	
1	未利用熱エネルギー（地中熱、下水熱等）を活用する施設の整備	エネルギー消費量の削減
大分類	３．汚染の防止と管理に関する事業	
小分類	①下水処理施設の整備事業	
1	下水道施設（汚水処理関連）の整備 （汚水処理施設の整備、管渠の整備、広域化のための改修事業等） ※農業集落排水施設等の整備を含む	水質の改善 エネルギー消費量の削減 CO_2排出量の削減 汚泥リサイクル率の向上　等
2	合流式下水道の改善	水質の改善
3	し尿処理施設の整備	水質の改善 エネルギー消費量の削減 CO_2排出量の削減 汚泥リサイクル率の向上　等
小分類	②ごみ処理関係施設の整備事業	
1	**エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設等の一般廃棄物処理施設における基幹的設備更新（エネルギー回収に関するもの）**	エネルギー回収率の向上
2	**エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設の整備（統廃合、建替）**	エネルギー回収率の向上
3	一般廃棄物処理施設の設備・施設整備 （有害物質の排出量削減につながるもの。施設整備の場合は統廃合、建替）	有害物質の排出量削減
4	使用済製品等の適正なリユースのための施設・設備又は資源（廃棄物）のリサイクルに係る施設・設備の整備	資源リサイクル・リユース量の増加
小分類	③汚染物質の監視・除去事業等	
1	水質汚染物質・大気汚染物質・有害化学物質の監視施設整備	水質等汚染防止策への活用による生活環境の保全
2	硝酸性窒素削減事業 （家畜排泄物の処理施設（堆肥センター）の整備等）	家畜排泄物の処理量の増加 地下水の硝酸性窒素量削減
3	汚染土壌除去事業	汚染土壌の削減 汚染土壌由来の水質等汚染物質量の削減
4	海洋汚染対策事業	海岸漂着物の除去量の増加

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		水質汚染物質量の削減
大分類	4．自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	
小分類	①水産資源の保全・管理に関する事業	
1	干潟・浅場・藻場造成	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加
2	魚礁の整備	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加
3	増殖場造成	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加
4	河川環境整備（魚道設置等）	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加
5	種苗生産施設整備	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加
6	水産技術開発施設整備	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加
小分類	②森林資源の保全・管理に関する事業	
1	林道の整備	森林吸収源の確保 持続可能な森林資源の保全
2	間伐や植林等の森林整備（林道開設を除く）	森林吸収源の確保 持続可能な森林資源の保全
3	公共施設等における当該団体産木材による 木造化、木質化の推進	森林資源の循環利用の促進
小分類	③自然資源管理に関する人材育成拠点整備事業	
1	持続可能な森林・林業を担う人材育成のための 拠点整備	持続可能な森林資源の保全
小分類	④緑化の推進事業	
1	公園の整備（緑地の創出）	緑地面積の増加
2	公共施設等の緑化	緑地面積の増加
小分類	⑤自然公園の整備事業	
1	自然公園施設整備事業	自然環境の保全
大分類	5．生物多様性保全に関する事業	
小分類	①野生生物の生息環境等整備事業	
1	湿地や珊瑚礁の保全に関する事業	湿地の動植物や珊瑚礁の保全
2	保護活動を行っている野生生物の生息環境整備	野生生物の保護や増殖
3	希少生物の保護・研究施設の整備	希少生物の保護や増殖
小分類	②鳥獣や外来種による被害防止に関する事業	
1	鳥獣や外来種による被害防止に関する事業	生態系の保全
小分類	③自然景観の保全に関する事業	
1	自然工法などによる景観に配慮した施設等整備事業	自然景観の保全
2	里山保全事業	自然景観の保全
大分類	6．クリーンな運輸に関する事業	

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

小分類	①公営公共交通機関の車両等整備事業	
1	鉄道事業（公営・第三セクター）の車両整備	CO_2排出量の削減
2	鉄道事業（公営・第三セクター）における施設（駅舎等）の整備	CO_2排出量の削減
3	**バス事業（公営・第三セクター）の車両整備**	CO_2排出量の削減
小分類	②電動車の普及拡大に関する事業	
1	**公用車の電動車化**	CO_2排出量の削減
2	電気自動車の充電設備整備	CO_2排出量の削減
3	水素ステーションの整備	CO_2排出量の削減
小分類	③クリーンな移動手段の活用推進に関する事業	
1	自転車走行空間の整備	CO_2排出量の削減
2	パークアンドライドのための施設を整備する事業	CO_2排出量の削減
小分類	④カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に係る事業	
1	**カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に係る事業（脱炭素型荷役機械の導入、停泊中船舶に陸上電力を供給する設備の導入等）**	エネルギー消費量の削減 CO_2排出量の削減
大分類	7．持続可能な水資源管理に関する事業	
小分類	①上水道施設の整備事業	
1	上水道施設の整備 （高効率設備の導入、設備のダウンサイジング等によるエネルギー効率の改善）	エネルギー消費量の削減
2	上水道施設の統廃合・広域化 （上水道の統廃合、位置エネルギーの利用等によるエネルギー効率の改善）	エネルギー消費量の削減
3	上水道施設等の防災対策 （浸水対策、土砂災害対策としての砂防堰整備等）	災害時の安定的な水道水の供給
大分類	8．気候変動に対する適応に関する事業	
小分類	①風水害対策事業	
1	河川護岸の整備（堤防、堰堤の改修等）	水害による人的・物的被害の減少
2	河川の堆積土砂撤去	水害による人的・物的被害の減少
3	河川の拡幅	水害による人的・物的被害の減少
4	放水路の整備	水害による人的・物的被害の減少
5	道路整備（排水性・透水性舗装、緊急輸送道路）	水害による人的・物的被害の減少
6	治水ダムの整備	水害による人的・物的被害の減少
7	農業水利施設（排水機場等）の整備	水害による人的・物的被害の減少
8	流路のボトルネック箇所の鉄道橋架替等整備	水害による人的・物的被害の減少

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

9	河川管理施設の長寿命化（開閉装置整備等）	水害による人的・物的被害の減少
10	洪水調整施設（調節池、調整池、ため池等）の整備	水害による人的・物的被害の減少
11	道路の無電柱化 （風水害時の被害の軽減を目的としたもの）	風水害による人的・物的被害の減少
12	信号機への非常用電源付加装置の整備	風水害による人的・物的被害の減少
13	危機管理水位計、河川監視カメラ、 河川情報基盤（降雨量等の情報収集・処理機器） 等の機器設置	風水害による人的・物的被害の減少
14	災害時の避難場所となる広域防災拠点整備事業	風水害による人的・物的被害の減少
15	下水道施設（雨水関連）の整備 （雨水排水施設・雨水浸透施設の整備、 ポンプの増設や高効率ポンプ導入等）	水害による人的・物的被害の減少
小分類	②高潮・高波対策事業	
1	海岸保全施設（護岸、堤防、離岸堤、突堤、水門、排水機場の整備、防潮堤嵩上げ等）の整備	高潮・高波による人的・物的被害の減少
2	港湾・漁港施設（岸壁等）の整備	高潮・高波による人的・物的被害の減少
小分類	③土砂災害対策事業	
1	砂防施設（砂防堰堤、渓流保全工等）の整備	土砂災害による人的・物的被害の減少
2	治山施設（治山ダム、流路工等）の整備	土砂災害による人的・物的被害の減少
3	保安林の整備	土砂災害による人的・物的被害の減少
4	急傾斜地崩壊対策事業（擁壁工、法面工の整備等）・地すべり対策事業の実施	土砂災害による人的・物的被害の減少
5	道路の法面対策、落石防止事業の実施	土砂災害による人的・物的被害の減少
6	砂防情報基盤（降雨量等の情報収集・処理機器） 整備事業	土砂災害による人的・物的被害の減少
小分類	④気候変動に備えた農林水産業の研究開発事業	
1	農産物品種や農産物生産技術の開発施設の整備	気候変動により影響を受ける農産物の生産維持・拡大
2	水産業研究施設の整備	気候変動により影響を受ける水産物の生産維持・拡大
3	水産動植物の種苗生産施設の整備	気候変動により影響を受ける水産物の生産維持・拡大
小分類	⑤気温上昇対策事業	
1	ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応 （道路等の遮熱性・保水性の向上）	遮熱効果や保水効果の向上
2	都市におけるクールスポットの創出	遮熱効果や保水効果の向上
3	熱中症対策を目的とした	熱中症予防による人的被害の減少

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

	指定暑熱避難施設、学校等の空調設備の整備	
大分類	１０．グリーンビルディングに関する事業	
小分類	①グリーンビルディングに関する事業	
1	公共施設等の新築・改修 （環境に関する認証を取得するもの）	エネルギー消費量の削減

【本フレームワークに対する JCR の評価】

今般の本フレームワークの更新点は、バイオマス発電設備の整備、公営住宅の ZEH 化、廃棄物処理施設の整備、電動車の導入及びカーボンニュートラルポート（CNP）形成事業の適合性判断要件の変更、ならびに熱中症対策のための整備の追加である。

本フレームワークにおいて、今回適格クライテリアが変更された資金使途の概要を以下に示す。なお、変更のない既存の適格クライテリアについては、2023 年 8 月 31 日[8]及び 2024 年 8 月 9 日公表[9]のグリーンボンド・フレームワーク評価を参照。

資金使途 1：再生可能エネルギーに関する事業（再生可能エネルギー関連施設・設備整備事業）

資金使途 1 は、再生可能エネルギー関連施設・設備整備事業である。再生可能エネルギーの導入を推進することから、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

本フレームワークでは、地方公共団体は、太陽光発電施設・設備の整備、小水力発電施設・設備の整備、老朽化した水力発電所の設備の整備、陸上風力発電施設・設備の整備、洋上風力発電施設・設備の整備、地熱発電のための施設整備、木質バイオマス発電施設・設備の整備、下水汚泥・し尿バイオマス発電施設・設備の整備、汚泥有効利用施設整備(バイオガスの生成・下水汚泥の固形燃料化)を資金使途としている。

今般の本フレームワークの更新は、木質バイオマス発電施設・設備の整備、下水汚泥・し尿バイオマス発電施設・設備の整備における適合性判断要件について、要件 B が「最新の FIT/FIP 制度の認定基準を満たすライフサイクル GHG であること」に変更されている点である。

FIT/FIP 制度におけるライフサイクル GHG 基準[10]は、サプライチェーン全体で見ても GHG 削減効果があることを確認するために設定されている。同基準は、2030 年の火力発電のライフサイクル GHG 排出量（180g-CO2eq/MJ 電力）を比較対象として設定されており、2030 年度に使用する燃料については比較対象電源に対し 70%削減を求めており、それまでの間は 50%削減を求めている。基

[8] JCR グリーンボンド・フレームワーク評価レポート 2023 年 8 月 31 日公表
（グリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク）
https://www.jcr.co.jp/download/dd7e1298068f30089373016b0fbe00f530069b6f5527b9f879/23d0616.pdf
[9] JCR グリーンボンド・フレームワーク評価レポート 2024 年 8 月 9 日公表
（グリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク）
https://www.jcr.co.jp/download/c15b355254d8be40ed1ef5253b52894dd5d75c920539b74d41/24d0645.pdf
[10] 資源エネルギー庁　ライフサイクル GHG 自主的取組のフォローアップについて
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/pdf/036_02_01.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

準設定の考え方[11]は、「①事業者への影響も配慮しつつ諸外国と遜色のない削減目標とすること」、「②目標水準を満たすバイオマス燃料の供給可能性及びサプライチェーン全体での取組を促すための一定のリードタイムが必要であることを考慮すること」を基本としている。なお、2031 年度以降の同基準については検討段階にある。JCR は、同基準が火力発電よりライフサイクル GHG 排出量が削減されるため環境改善効果を有すると評価している。加えて、今後も国際的に遜色なく基準の更新を予定していることから、環境改善効果を有する適切な要件となっていると評価している。

資金使途 2：省エネルギーに関する事業（公共施設等の ZEB 化等）

資金使途 2 は、公共施設等の ZEB 化等である。建築物の用途に即した高い省エネルギー性能が期待されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

本フレームワークでは、地方公共団体は、公共施設等の ZEB 化及び公営住宅の ZEH 化を資金使途としている。

今般の本フレームワークの更新は、適合性判断要件に「GX ZEH（GX ZEH Oriented 以上）」及び「GX ZEH-M（GX ZEH-M Oriented 以上）」の認定が追加されたことである。

GX ZEH シリーズ及び GX ZEH-M シリーズの概要等は以下の通りである。

戸建住宅の GX ZEH シリーズは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」[12]と定義づけられ、2027 年 4 月以降適用される。GX ZEH シリーズは、4 段階で示され、各段階における基準一次エネルギー消費量からの削減割合に関する要件は以下の通りである。

- GX ZEH+
 省エネ 35%以上＋創エネで 115%以上の一次エネルギー消費量削減
- GX ZEH
 省エネ 35%以上＋創エネで 100%以上 115%未満の一次エネルギー消費量削減
- Nearly GX ZEH
 省エネ 35%以上＋創エネで 75%以上 100%未満の一次エネルギー消費量削減
- GX ZEH Oriented
 省エネで 35%以上の一次エネルギー消費量削減

上記の通り、各段階において、省エネ率 35%が共通項目となっている。省エネ率 35%について、住宅における省エネルギー基準より高い誘導基準及び ZEH 基準（ともに省エネ率 20%）を超えた

[11] 資源エネルギー庁　2031 年度以降のライフサイクル GHG 基準について
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/pdf/033_02_00.pdf
[12] 経済産業省　GX ZEH・GX ZEH-M 定義＜戸建住宅・集合住宅＞
https://www.meti.go.jp/files/900018253.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

ものであり、加えて国際的な基準と比較しても遜色ない水準であるため、JCR は環境改善効果を有すると評価している。

また、集合住宅の GX ZEH-M シリーズも同様に、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」[13]と定義づけられ、2027 年 4 月以降適用される。GX ZEH-M シリーズは、5 段階で示され、各段階における基準一次エネルギー消費量からの削減割合に関する要件は以下の通りである。

- GX ZEH-M+
 省エネ 35%以上＋創エネで 115%以上の一次エネルギー消費量削減
- GX ZEH-M
 省エネ 35%以上＋創エネで 100%以上 115%未満の一次エネルギー消費量削減
- Nearly GX ZEH-M
 省エネ 35%以上＋創エネで 75%以上 100%未満の一次エネルギー消費量削減
- GX ZEH-M Ready
 省エネ 35%以上＋創エネで 50%以上 75%未満の一次エネルギー消費量削減
- GX ZEH-M Oriented
 省エネで 35%以上の一次エネルギー消費量削減

上記の通り、各段階において、省エネ率 35%が共通項目となっており、前述同様に省エネ率 35%の基準は環境改善効果を有すると JCR は評価している。また、上記の要件は住棟単位が対象であるが、住戸単位[14]についても同様の数値基準となっており、同様に環境改善効果を有すると考える。

なお、本資金使途の適格要件は、認定取得が必須となっていないため、個別債発行のタイミングで省エネルギー性能の確認に留意が必要である。

資金使途 6：汚染の防止と管理に関する事業（ごみ処理関係施設の整備事業）

資金使途 6 は、ごみ処理関係施設の整備事業である。廃棄物処理に伴い、エネルギーの生成及び有害物質の削減に貢献するため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「汚染防止及び抑制」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

本フレームワークでは、地方公共団体はエネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設、有害物質の排出量削減につながる一般廃棄物処理施設、リユース又はリサイクルに係る施設の整備を資金使途としている。

JCR では、廃棄物処理施設の整備に関して、廃棄物処理の過程で発生する熱エネルギーを回収して施設内外で再利用する仕組みがあること、又は通常の施設運営で発生する有害物質を削減する効

[13] 経済産業省　GX ZEH・GX ZEH-M 定義＜戸建住宅・集合住宅＞
https://www.meti.go.jp/press/2025/09/20250926002/20250926002-1.pdf
[14] 住戸単位の場合は、GX ZEH+、GX ZEH、Nearly GX ZEH、GX ZEH Ready、GX ZEH Oriented と表される。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

果を有する仕組みがあること等、環境改善効果を有する又は環境面への負荷低減に資する整備を対象としてグリーン性を有するものと考えている。

今般の本フレームワークの更新は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設に関する整備において、適合性判断要件として「最新の高効率ごみ発電施設の交付要件を満たす発電効率又はエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件を満たすエネルギー回収率であること」が追加又は変更されたことである。これらの交付要件は、廃棄物処理の活動に加えて、温室効果ガスの排出削減に貢献できるものであるため、環境改善効果を有すると JCR は考える。

資金使途 16：クリーンな運輸に関する事業（公営公共交通機関の車両等整備事業）

資金使途 16 は、公営公共交通機関の車両等整備事業である。CO_2 排出削減効果の高い移動手段につながるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「クリーンな運輸」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

本フレームワークでは、地方公共団体は公営企業又は第三セクターによる鉄道事業の車両整備及び施設（駅舎等）の整備、バス事業の車両整備を資金使途としている。

今般の本フレームワークの更新は、バス事業の車両整備において、適合性判断要件が「導入する車両は、電気自動車、燃料電池自動車のいずれかであること」に変更となっている点である。国際的な基準に合わせ、走行時の CO_2 排出量がゼロである電気自動車及び燃料電池自動車のみが対象となっている。走行時の CO_2 排出量がゼロであるため、環境改善効果を有すると JCR は評価している。

資金使途 17：クリーンな運輸に関する事業（電動車の普及拡大に関する事業）

資金使途 17 は、電動車の普及拡大に関する事業である。電気自動車の導入等により CO_2 排出削減が実現するため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「クリーンな運輸」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

本フレームワークでは、地方公共団体は公用車の電動化、電気自動車の充電設備整備、水素ステーションの整備を資金使途としている。

今般の本フレームワークの更新は、公用車の電動車化について、適合性判断要件が「導入する車両は、電気自動車、燃料電池自動車のいずれかであること」に変更となっている点である。資金使途 16 と同様に、走行時の CO_2 排出量がゼロである車両が資金使途となるため、環境改善効果を有すると JCR は評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

資金使途 19：クリーンな運輸に関する事業（カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に係る事業）

資金使途 19 は、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に係る事業である。本資金使途により環境負荷の低い港湾活動を促進するため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「クリーンな運輸」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

本フレームワークでは、地方公共団体はカーボンニュートラルポート（CNP）の形成に係る事業を資金使途としている。

今般の本フレームワークの更新は、適合性判断要件において、「輸送機器や荷役機械を充当対象とする場合は、化石燃料を使用しないこと。また船舶を充当対象とする場合は化石燃料を輸送するものではないこと。」、「水素、アンモニア、バイオマスなどの化石燃料を代替する低炭素燃料を製造・供給・使用するための機器・設備（輸送機器や荷役機械を除く）を充当対象とする場合は、ライフサイクルベースの CO_2 排出量が関連する国際基準等を下回ること」が追加又は変更とされた点である。

上記の要件は、港湾における電気推進船の導入、脱炭素型荷役機械の導入、停泊中船舶に陸上電力を供給する設備の導入、輸送機器や荷役機械に充てんする水素ステーション等を想定して設定されている。

本資金使途の対象となる輸送機器や荷役機械については、使用燃料が化石燃料ではないことを要件として定めているため、環境改善効果を有するものであると JCR は考える。停泊中船舶への陸上電力供給設備の導入は、船内ディーゼル発電機の使用を代替することで CO_2 排出量、NOx・SOx 等の大気汚染物質の排出、ならびに騒音を削減することで港湾周辺の環境改善に貢献する。

また、水素、アンモニア等の供給設備については、供給される燃料に基準を設けている。日本政府は低炭素水素等の基準として、以下の通り定めており、これらの基準は国際的に遜色ない値となっていると JCR は評価している。

- 水素
 Well to Gate で 3.4kg-CO_2e/kg-H2
- アンモニア
 Well to Gate で 0.87kg-CO_2e/kg-NH3
- 合成燃料
 サプライチェーン全体で 39.9g-CO_2e/MJ
- 合成メタン
 サプライチェーン全体で 49.3g-CO_2e/MJ

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

資金使途 25：気候変動に対する適応に関する事業（気温上昇対策事業）

資金使途 25 は、気候変動適応計画のうち、気温上昇対策として各地方公共団体が実施する事業である。本事業実施により気温上昇による死亡率上昇などに対する軽減効果が期待される。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「気候変動適応」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

今般の本フレームワークの更新において、「熱中症対策を目的とした指定暑熱避難施設、学校等の空調設備の整備」が資金使途の対象として追加されている。

熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死亡者数の全国的な増加傾向が確認されており、また、今後も熱中症リスクの増加が予測されていることから、空調設備の導入・活用が推奨されている。

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは、適当な冷房設備が備わっていること、熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、クーリングシェルターを住民等に開放できること、利用者が滞在するために必要かつ適切な空間が確保されていることを満たす施設である。これらの要件を満たす施設を、市町村が気候変動適応法に基づきクーリングシェルターとして指定する。本資金使途は、クーリングシェルターとして要件を満たすための空調設備の導入が対象であり、施設全体の建設工事は想定されない。

学校への空調設備の整備は、熱中症対策と同時に災害時の避難所機能の強化にもつながり、社会的便益もあると考えられる。

以上より、本資金使途は熱中症リスクを低減すると JCR は考えている。なお、本資金使途は、化石燃料を動力源としていないこと、交換前の機器よりもエネルギー効率が下がらないことなども要件として定めており、環境に対するネガティブな影響への対応は適切に行われると考えられる。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できると評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

2. 資金使途の選定基準とプロセス

地方公共団体は、本フレームワークにおいて、資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

プロセスにかかる本フレームワーク

【プロジェクトの評価と選定のプロセス】

グリーン共同債の発行により調達した資金を充当する個別具体のプロジェクトについては、以下の手順に従って選定され、「グリーンボンド原則 2025」及び「グリーンボンドガイドライン 2026 年版」への適合性に関する外部評価を実施することとしています。

1．対象プロジェクトや、想定されるネガティブな影響への対策（別紙）等の一覧を、総務省からグリーン共同債を発行する団体（以下、「グリーン共同発行団体」という。）に提示。

2．各グリーン共同発行団体の財政担当部局及びプロジェクト関係部局（環境、土木担当部局等）が連携して候補となるプロジェクトを選定し、当該プロジェクトが対象プロジェクトとしての適合性を有することを示す資料と併せて、総務省及び地方債協会に提出。

3．総務省及び地方債協会において、候補となるプロジェクトが環境改善効果をもたらす見込みであることを、2．での提出資料や必要に応じて実施する各グリーン共同発行団体へのヒアリングを通じて確認。

4．3．の確認作業完了後、各グリーン共同発行団体で最終選定した候補となるプロジェクト一覧及びその関連資料を総務省から、グリーン共同発行団体間で選定した外部評価機関に対し送付し、候補となるプロジェクトが適切に環境改善効果をもたらす見込みであることについて、グリーン共同債の各発行回号での対象プロジェクトに対する評価を取得。

なお、2～4 のプロジェクトの選定・評価に当たっては、プロジェクトの実施により発生することが想定される、環境・社会へのネガティブな影響への対応策（別紙記載の「想定されるネガティブな影響と対策」）が各グリーン共同発行団体において講じられる予定であることについても総務省及び地方債協会で確認しています。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価した。前回評価時点からは、「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」の更新が反映されている。一方で、プロセスについては変更がない。以上より、今般のレビューにあたり、JCR はプロセスに関して前回評価からの変化はないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

3. 調達資金の管理

地方公共団体は、本フレームワークにおいて、調達資金の管理を以下の通り定めている（変更点なし）。

資金管理にかかる本フレームワーク

【調達資金の管理】

グリーン共同債により調達した資金は、各グリーン共同発行団体が自団体分の調達資金について下記の方法により管理することとしています。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 208 条の規定に基づき、地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要があります。そのため、グリーン共同債の発行により調達した資金は、速やかに受託銀行を通じて、各回における各グリーン共同発行団体が指定する口座に送金され、原則として、調達した年度内に対象プロジェクトに充当されます。なお、進捗状況により、年度内に対象プロジェクトが終わらない場合、地方自治法第 213 条 3 の規定に基づいて翌年度に繰り越された対象プロジェクトに、調達した資金が充当されます。

調達資金の充当が決定されるまでの間、各グリーン共同発行団体の調達資金は、指定口座において現金又は安全性の高い金融資産で管理されます。

グリーン共同債により調達した資金については、各グリーン共同発行団体における財政担当部局が、対象プロジェクト関係部局と連携しながら充当状況の把握を行うこととしています。具体的には、各グリーン共同発行団体において事業毎に事業費や起債充当額等を記録した管理表により、グリーン共同債による調達額が対象プロジェクトへの地方債充当額を超過しないよう管理します。

会計年度の終了時には、各グリーン共同発行団体において、対象プロジェクトを含む全ての歳入・歳出について、執行結果と決算関係書類が作成され、監査委員による監査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して議会に提出され、認定されることになります。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理について適切と評価した。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

4. レポーティング

地方公共団体は、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている。

レポーティングにかかる本フレームワーク

【レポーティング】

各年度において発行されたグリーン共同債については、発行の翌年度以降、調達資金が全額充当されるまで、①資金充当状況レポーティング、②インパクト・レポーティングを、地方債協会やグリーン共同発行団体の HP 等にて年次で開示します。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に対象プロジェクトに関する計画に大きな変化が生じた場合には、適時に HP 等により開示する予定です。

① 資金充当状況レポーティング

調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

・ 調達金額（調達総額及び各グリーン共同発行団体の調達金額）

・ 対象プロジェクトへの充当金額

② インパクト・レポーティング

対象プロジェクトの環境改善効果に関する、別紙記載の「環境改善効果に関するレポーティング項目」について、実務上可能な範囲において開示する予定です。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポーティングについて適切と評価した。環境改善効果に係るレポーティングについて、今般評価時において、新たに資金使途が加えられたが、その指標は適切なものであると JCR は考える。以上より、レポーティング体制は引き続き適切であると評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

現在の環境・経済・社会の状況は、現状の経済社会システムの延長線上での対応では限界がある。第六次環境基本計画は、現代文明は持続可能ではなく転換が不可避であり、社会変革が必要であるとしている。具体的には、産業革命以降の近代文明を支えてきた、化石燃料等の地下資源へ過度に依存し物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、地上資源基調の、無形の価値、心の豊かさをも重視した「循環・高付加価値型の経済社会システム」への転換が必要であるとしている。他方、2023 年の COP28 においては、パリ協定の下での初めてのグローバル・ストックテイク[15]が行われ、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行が初めて盛り込まれた。

第六次環境基本計画のターゲットである 2030 年頃までに行われる選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されており、上記の大変革が急務となっている。第六次環境基本計画は、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する、グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けた「脱炭素成長型経済構造移行戦略」に基づく施策を推進している。

また、国は各種の環境課題に対応するために、地球温暖化対策計画及び気候変動適応計画を策定している。現在の地球温暖化対策計画では、2030 年度に温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すという目標の実現に向けて、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、目標の裏付けとなる対策・施策を記載している。新たな目標である 2035 年度、2040 年度排出削減目標についても、現時点で実施する又は今後実施を見込む対策として施策例を一覧化している。現在の気候変動適応計画では、気候変動の影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靭化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指している。地球温暖化対策計画及び気候変動適応計画のいずれにおいても、地方公共団体が果たすべき役割について言及されている。

国は、SDGs を中核とする 2030 アジェンダが採択されたことを受け、2016 年 5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年 12 月に SDGs 達成に向けた中長期的な国家戦略である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定した。この実施指針は一部改定[16]され、改定指針において、地方公共団体には、SDGs 達成へ向けた取り組みの更なる加速化とともに、地域の優良事例の国内外への積極的な発信・共有と、更なる SDGs の浸透を目指した多様なステークホルダーに対するアプローチが期待されている。また、同指針において、地方公共団体には、地域の主体性を基本として、地域資源を持続的に活用して経済・社会・環境を統合的に向上させていく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける自立した地域をつくるとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する自立・分散型社会の実現を目指す「地域循環共生圏」の創造に取り組むことを期待している。

このような「地域循環共生圏」の創造が求められている地方公共団体は、各団体の状況に即した上で、地域における環境課題と社会課題、経済課題との同時解決等を目的として、環境基本計画を策定している。また、各地域における個別具体的な環境課題を踏まえた上で、必要に応じて、地方公共団体実行計画、地域気候変動適応計画等を策定し、気候変動の緩和策及び適応策を推進してい

15 パリ協定で掲げられた温室効果ガス排出量削減目標達成に向け、世界の国々の実施状況を国際的に評価する仕組みのこと。
16 2016 年 12 月 22 日に SDGs 推進本部が決定。その後、2019 年 12 月 20 日及び 2023 年 12 月 19 日に一部改定が行われている。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

る。これらの策定・推進にあたっては、各地方公共団体の状況を考慮した上で、都道府県と市町村が連携して実施している。

地方公共団体と外部機関との連携としては、総務省及び一般財団法人地方債協会との連携が挙げられる。

総務省は、東京都が地方公共団体として初めてグリーンボンドを発行した 2017 年度以降、地方債協会と連携して、地方公共団体に対してグリーンボンドの発行等に関する情報の提供を行ってきた。また、総務省は、近年では、国内市場における ESG 投資へのニーズの高まりや、個別の地方公共団体によるグリーンボンド等の発行の広がりを踏まえて、地方公共団体が投資家のニーズに対応した安定的な資金調達を行うことができるよう、共同債の枠組みを活用したグリーンボンド等の発行の検討を進めてきた。共同債の枠組みを活用した本フレームワークの策定を支援することにより、発行ロット（グリーンボンドを発行する程の規模の調達額）の確保、地方公共団体の省力化といった課題の解消に貢献している。

また、本フレームワークの策定の支援等を行っている地方債協会は、事務局として実施している「地方債に関する調査研究委員会」にワーキンググループを設置し、グリーンボンド発行にあたっての課題の整理と、グリーンボンドの共同発行を含めた発行促進のための具体的な施策について調査・検討を行っている。地方債協会は、グリーン共同債を発行する地方公共団体に対して、当該調査研究委員会等で得た知見を提供している。

以上より、JCR では、地方公共団体がサステナビリティに関する問題を重要課題と位置づけ、外部の専門家の知見を幅広く取り入れてサステナビリティに関する方針・取り組みを検討していると評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

レビュー結果（結論）　Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

（担当）新井　真太郎・任田　卓人

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

【別紙】

No.	グリーン関連事業	個別事業の適合性判断要件	想定されるネガティブな影響と対策	環境改善効果に関するレポーティング項目
大分類	1．再生可能エネルギーに関する事業			
小分類	①再生可能エネルギー関連施設・設備整備事業			
1	太陽光発電施設・設備の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること）	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 景観への悪影響等について、地域住民等への十分な説明がなされていること c： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（導入施設の名称、箇所数、運用開始時期） ・発電（見込み）量（kWh） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
2	小水力発電施設・設備の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 水利権の調整ができていること c： 工事に伴う土壌汚染、水質汚濁、大気汚染、騒音・振動について、必要な設備認定・許認可の取得、地域住民への十	・整備実績（導入施設の名称、箇所数、運用開始時期） ・発電（見込み）量（kWh） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		述があること） B： 小水力発電に関連する諸法令を遵守すること	分な説明がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	
3	老朽化した水力発電所の設備の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること）	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 工事に伴う土壌汚染、水質汚濁、大気汚染、騒音・振動について、必要な設備認定・ 許認可の取得、地域住民への十分な説明がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（導入施設の名称、箇所数、運用開始時期） ・発電（見込み）量（kWh） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
4	陸上風力発電施設・設備の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 陸上風力発電に関連する諸法令を遵守し、基幹系統への接続確保等の許認可を確認するなど、法令上求められる手続を遵守すること	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 景観や生態系への悪影響等について、地域住民等への十分な説明がなされていること c： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（導入施設の名称、箇所数、運用開始時期） ・発電（見込み）量（kWh） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
5	洋上風力発電施設・設備の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総	a： 環境影響評価の対象となる事業につ	・整備実績（導入施設の名称、箇所数、

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 洋上風力発電に関連する諸法令を遵守し、基幹系統への接続確保等の許認可を確認するなど、法令上求められる手続を遵守すること	いては、事後評価とあわせて適切な環境保全措置（海洋生態系への影響と対策も含む）が実施されていること b： 景観や生態系への悪影響等について、地域住民等への十分な説明がなされていること c： 労働者の洋上作業における安全面に対して配慮がなされていること	運用開始時期） ・発電（見込み）量（kWh） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
6	地熱発電のための施設整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること）	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること c： 対象地域に温泉がある場合、温泉街の利害関係者に対する十分な説明、温泉に対する影響の十分な確認ができていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（導入施設の名称、箇所数、運用開始時期） ・発電（見込み）量（kWh） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
7	木質バイオマス発電施設・設備の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総	a： 環境影響評価の対象となる事業につ	・整備実績（導入施設の名称、箇所数、

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） **B：最新の FIT/FIP 制度の認定基準を満たすライフサイクル GHG であること**	いては、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 工事に伴う土壌汚染、水質汚濁、大気汚染、騒音・振動について、必要な設備認定・ 許認可の取得、地域住民への十分な説明がなされていること c： 燃料について、未利用材であること（輸入材の場合は、森林認証を取得したものであること） d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	運用開始時期） ・発電（見込み）量（kWh） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
8	下水汚泥・し尿バイオマス発電施設・設備の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） **B：最新の FIT/FIP 制度の認定基準を満たすライフサイクル GHG であること**	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 工事に伴う土壌汚染、水質汚濁、大気汚染、騒音・振動について、必要な設備認定・ 許認可の取得、地域住民への十分な説明がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（導入施設の名称、箇所数、運用開始時期） ・発電（見込み）量（kWh） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
9	汚泥有効利用施設整備 (バイオガスの生成･下水汚泥の固形燃料化)	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること	・整備実績 ・年間汚泥焼却処理量削減量（kg） ・年間バイオガスの生成量（kg） ・バイオガスによる発電（見込み）量

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、汚泥焼却量が減少し、CO_2排出量が低減すること C：（固形燃料化の場合、）生成された燃料の使用によりCO_2排出量が低減すること	b： 水質汚濁やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	（kWh） ・年間固形燃料化量（kg） ・生成燃料の使用によるCO_2排出削減量（t-CO_2/年）
大分類	2．省エネルギーに関する事業			
小分類	①公共施設等の ZEB 化等			
1	公共施設等の ZEB 化	A： 団体における「環境基本計画」や「地球温暖化対策推進計画」に相当する計画等において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented のいずれかの認証を得ることが見込まれる事業、または ZEB Oriented 基準以上の省エネ性能が見込まれる事業であること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（含む整備施設名） ・認証の取得状況・取得種類 ・一次エネルギー消費量削減量（GJ/yr）又は率（%）
2	公営住宅の ZEH 化	A： 団体における「環境基本計画」や「地球温暖化対策推進計画」に相当する計画	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣へ	・整備実績（含む整備施設名） ・認証の取得状況・取得種類

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		等において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） **B：以下のいずれかの認証を得ることが見込まれる事業、または以下の認証基準以上の省エネ性能が見込まれる事業であること** **・GX ZEH（GX ZEH Oriented 以上）** **・ZEH（ZEH Oriented 以上）** **・GX ZEH-M（GX ZEH-M Oriented 以上）** **・ZEH-M（ZEH-M Oriented 以上）**	の周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・一次エネルギー消費量削減量（GJ/yr）又は率（%）
小分類	②公共施設等への省エネ性能の高い機器等導入事業			
1	公共施設等の照明、信号機等の LED 化	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること）	a： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（導入箇所数） ・消費電力削減量（kWh）又は率（%） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
2	公共施設等の空調設備の整備 （エネルギー高効率な空調設備の導入）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事	a： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと（特にフロンの廃棄）	・整備実績（導入箇所数） ・消費電力削減量（kWh）又は率（%） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 空調設備の更新により、30%以上のエネルギー効率の改善が見込まれること	b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	
3	公共施設等の昇降機の整備 （エネルギー高効率な昇降機の導入）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 昇降機の更新により、30%以上のエネルギー効率の改善が見込まれること	a： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（導入箇所数） ・消費電力削減量（kWh）又は率（%） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
4	その他公共施設等の省エネ化	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記	a： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（導入箇所数） ・消費電力削減量（kWh）又は率（%） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		述があること） B： 改修により、30%以上のエネルギー効率の改善が見込まれること		
小分類	③未利用エネルギーの利用に係る事業			
1	未利用熱エネルギー（地中熱、下水熱等）を活用する施設の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、直接的（＝焼却量の減少）又は間接的（＝電力消費量等の減少）に温室効果ガス排出量が低減すること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・消費電力削減量（kWh）又は率（%） ・未利用熱エネルギーの活用量
大分類	3．汚染の防止と管理に関する事業			
小分類	①下水処理施設の整備事業			
1	下水道施設（汚水処理関連）の整備（汚水処理施設の整備、管渠の整備、広域化のための改修事業等） ※農業集落排水施設等の整備を含む	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、下水道事業に関する総合的な計画、下水道法に基づく「流域別下水道整備総合計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること	・整備実績（整備箇所数、整備延長） ・供用区域人口 ・処理量 ・BOD 年平均値等

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 関係法令を遵守しており、事業により、環境改善効果が見込まれること。 ※環境改善効果の例： BOD 年平均値やりん含有量等の数値の改善、電気使用量や CO_2排出量の削減、汚泥リサイクル率の向上等	c： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	
2	合流式下水道の改善	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、下水道事業に関する総合的な計画、下水道法に基づく「流域別下水道整備総合計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B：改善事業により、合流式下水道の「雨天時放流水質基準」を満たすこと	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（整備箇所数、整備延長） ・供用区域人口 ・BOD 年平均値等
3	し尿処理施設の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、下水道事業に関する総合的な計画、下水道法に基づく「流域別下水道整備総合計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけら	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられている	・整備実績（整備箇所数） ・処理人口 ・処理量 ・BOD 年平均値等

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		れていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 関係法令を遵守しており、事業により、環境改善効果が見込まれること。 ※環境改善効果の例： BOD 年平均値やりん含有量等の数値の改善、電気使用量や CO_2排出量の削減、汚泥リサイクル率の向上等	こと c： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	
小分類	②ごみ処理関係施設の整備事業			
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設等の一般廃棄物処理施設における基幹的設備更新（エネルギー回収に関するもの）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画」や「一般廃棄物処理計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） **B：最新の高効率ごみ発電施設の交付要件を満たす発電効率又はエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件を満たすエネルギー回収率であること**	a： ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減されていること（可能であれば、回収の上で資源化される等、有効活用されること） b： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること c： 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること d： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと e： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（導入施設の名称、箇所数、運用開始時期） ・発電（見込み）量（kWh）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

2	エネルギー回収型廃棄物処理施設、 高効率ごみ発電施設の整備 （統廃合、建替）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画」や「一般廃棄物処理計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） **B： 最新の高効率ごみ発電施設の交付要件を満たす発電効率又はエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件を満たすエネルギー回収率であること**	a： ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減されていること（可能であれば、回収の上で資源化される等、有効活用されること） b： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること c： 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること d： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと e： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（導入施設の名称、箇所数、運用開始時期） ・発電（見込み）量（kWh）
3	一般廃棄物処理施設の設備・施設整備 （有害物質の排出量削減につながるもの。施設整備の場合は統廃合、建替）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画」や「一般廃棄物処理計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること）	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d： 受注者における安全施工措置等を規	・整備実績 ・有害物質の排出削減量（kg）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		B： 整備事業により、有害物質（ばいじん、Sox、Nox、ダイオキシン等）の排出量が低減すること	定していること	
4	使用済製品等の適正なリユースのための施設・設備又は資源（廃棄物）のリサイクルに係る施設・設備の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画」や「一般廃棄物処理計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 整備事業により、資源リサイクル・リユース量が増加すること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・リサイクル等実施量（t）
小分類	③汚染物質の監視・除去事業等			
1	水質汚染物質・大気汚染物質・有害化学物質の監視施設整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 導入する設備で取得したデータを汚	a： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと	・測定機器の導入実績

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		染防止に向けて活用する方針が定まっていること		
2	硝酸性窒素削減事業 （家畜排泄物の処理施設（堆肥センター）の整備等）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、水質汚濁防止法に基づく「総量削減計画」や、硝酸性窒素等による汚染対策事業に関する計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、家畜排泄物の処理量が増加する等、排出源の削減が行われること。 C： 事業の実施により、地下水に流入する硝酸性窒素の量が低減すること。	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c： 悪臭対策（悪臭除去装置の設置等）がとられていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・家畜排泄物の処理増加量（t） ・地下水の硝酸性窒素濃度の削減幅（mg/L）
3	汚染土壌除去事業	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること）	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 土壌汚染に対する対策がとられていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・汚染土壌の除去量（t） ・汚染土壌由来の水質汚染物質や大気汚染物質の削減量（t）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		B： 事業の実施により、汚染土壌が削減されること、又は、汚染土壌由来の水質汚染物質や大気汚染物質の排出量が低減すること		
4	海洋汚染対策事業	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、海岸漂着物処理推進法に基づく「地域計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、海岸漂着物の除去や赤潮発生の抑制、排出油の流出拡大防止等、海洋汚染被害の低減や水質の改善が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・海岸漂着物の除去量（t） ・水質汚染物質の削減量（t）
大分類	4．自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業			
小分類	①水産資源の保全・管理に関する事業			
1	干潟・浅場・藻場造成	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における	a： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・造成面積（ha） ・維持される水産資源の種類、水産資源量（t）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること		
2	魚礁の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること	a： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・維持される水産資源の種類、水産資源量（t）
3	増殖場造成	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、水産資源量の増	a： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・造成面積（ha） ・維持される水産資源の種類、水産資源量（t）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		加や維持、減少幅の抑制が見込まれること		
4	河川環境整備（魚道設置等）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること	a： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・維持される水産資源の種類、水産資源量（t）
5	種苗生産施設整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること	a： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・種苗生産量（尾）
6	水産技術開発施設整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総	a： 事業により他の動植物の生態系への	・水産技術開発実績

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること	悪影響がないよう、配慮がなされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・維持される水産資源の種類、水産資源量（t）
小分類	②森林資源の保全・管理に関する事業			
1	林道の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、森林法に基づく「地域森林計画」及び「市町村森林整備計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 当該林道の整備により適正な森林管理が実現するなど、持続可能な森林資源の保全・管理の観点から必要な事業であること	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・林道整備実績延長（km） ・整備した林道を利用して管理を行う森林の面積（ha）
2	間伐や植林等の森林整備（林道開設を除	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総	a： 環境影響評価の対象となる事業につ	・整備実績（箇所数、整備面積（ha））

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

	く）	合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、森林法に基づく「地域森林計画」及び「市町村森林整備計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 当該林道の整備により適正な森林管理が実現するなど、持続可能な森林資源の保全・管理の観点から必要な事業であること	いては、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	
3	公共施設等における当該団体産木材による木造化、木質化の推進	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、森林法に基づく「地域森林計画」及び「市町村森林整備計画」等の計画、建築物木材利用促進法に基づく「都道府県方針」、「市町村方針」において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 当該団体（属する都道府県）産木材を使用した事業であること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・当該団体産木材の使用実績

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		※施設の木造化又は木質化以外を、本小分類での資金用途としないこと。		
小分類	③自然資源管理に関する人材育成拠点整備事業			
1	持続可能な森林・林業を担う人材育成のための拠点整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、森林法に基づく「地域森林計画」及び「市町村森林整備計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 林業従事者の増につながるなど、事業により整備する拠点で持続可能な森林・林業を担うための人材の育成が図られること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c： 当該拠点における研修内容に関し、乱伐採につながらないよう、森林の持続可能性にも配慮したものとなっていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・林業人材育成プログラム受講人数 ・林業従事者数
小分類	④緑化の推進事業			
1	公園の整備（緑地の創出）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、都市緑地法に基づく「基本計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・緑化面積（ha） ・整備面積（ha）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		があること） B： 事業により、緑地面積が増加すること		
2	公共施設等の緑化	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、都市緑地法に基づく「基本計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、緑地面積が増加すること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・緑化面積（ha）
小分類	⑤自然公園の整備事業			
1	自然公園施設整備事業	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、自然公園法に基づく「公園計画」及び「利用拠点整備改善計画」、「自然環境整備計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること）	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備面積（ha）、延長（km） ・事業による保全される動植物の種類、生息数

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		B： 事業により、利用者による自然環境保全を阻害する行為の防止が図られる等、自然環境保全につながる事業であること		
大分類	5．生物多様性保全に関する事業			
小分類	①野生生物の生息環境等整備事業			
1	湿地や珊瑚礁の保全に関する事業	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、自然環境の保護事業等に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、湿地の動植物や珊瑚礁の更なる保全が見込まれること	a： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・保全される動植物の種類、生息数
2	保護活動を行っている野生生物の生息環境整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、鳥獣保護管理法に基づく「鳥獣保護管理事業計画」、「第一種特定鳥獣保護計画」及び「第二種特定鳥獣保護計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があ	a： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・野生生物の保護・増殖の実績

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		ること） B： 当該野生生物の更なる保護や増殖につながることが見込まれること		
3	希少生物の保護・研究施設の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、鳥獣保護管理法に基づく「鳥獣保護管理事業計画」及び「第一種特定鳥獣保護計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 当該希少生物の更なる保護や増殖につながることが見込まれること	a： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・希少生物の保護・増殖の実績
小分類	②鳥獣や外来種による被害防止に関する事業			
1	鳥獣や外来種による被害防止に関する事業	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、鳥獣保護管理法に基づく「鳥獣保護管理事業計画」、「第一種特定鳥獣保護計画」及び「第二種特定鳥獣保護計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること）	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・保全される動植物の種類、生息数

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		B： 事業により、有害鳥獣による食害の軽減等が図られ、生態系の保全につながることが見込まれること（事業目的が農林水産業の保護のみである場合は適合性を認めることが困難）		
小分類	③自然景観の保全に関する事業			
1	自然工法などによる景観に配慮した施設等整備事業	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や景観法に基づき「景観計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、自然景観の更なる保全が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・自然環境の維持・保護・増加面積（㎢、ha）
2	里山保全事業	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や景観法に基づき「景観計画」、里山環境保全事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 里山の保全を通じ、自然景観の更な	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・自然環境の維持・保護・増加面積（㎢、ha）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		る保全が見込まれること		
大分類	6．クリーンな運輸に関する事業			
小分類	①公営公共交通機関の車両等整備事業			
1	鉄道事業（公営・第三セクター）の車両整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 導入する車両は、化石燃料を使用しないものであること	a： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと	・整備実績 ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
2	鉄道事業（公営・第三セクター）における施設（駅舎等）の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 鉄道事業の運営に必要な施設であり、省エネ設備の導入等 CO_2排出量の削減が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
3	バス事業（公営・第三セクター）の車両	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総	a： 交換前の機器や設備の不適正処理に	・導入実績（台数）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

	整備	合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） **B： 導入する車両は、電気自動車、燃料電池自動車のいずれかであること**	よる悪影響がないこと	・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
小分類	②電動車の普及拡大に関する事業			
1	公用車の電動車化	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） **B： 導入する車両は、電気自動車、燃料電池自動車のいずれかであること**	a： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと	・導入実績（台数） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
2	電気自動車の充電設備整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけ	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規	・整備実績 ・電気自動車の普及台数の見込み（台） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		られていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、電気自動車の普及につながることが見込まれること	定していること	
3	水素ステーションの整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、燃料電池自動車の普及につながることが見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・燃料電池自動車の普及台数の見込み（台） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）
小分類	③クリーンな移動手段の活用推進に関する事業			
1	自転車走行空間の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、自転車利用者人口の増	a： 自転車の安全走行と事故回避のための配慮がなされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備延長（km）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		加が見込まれること		
2	パークアンドライドのための施設を整備する事業	A：団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、公共交通機関の利用推進につながることが見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績等
小分類	④カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に係る事業			
1	カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に係る事業（脱炭素型荷役機械の導入、停泊中船舶に陸上電力を供給する設備の導入等）	A： 「港湾脱炭素化推進計画」に位置づけられていること（又は「港湾脱炭素化推進計画」策定に向けた協議会等において検討が進められており、CNP 形成に向けた事業の必要性が説明可能であること） B： 事業の実施により、消費電力及び温室効果ガス排出量の低減が見込まれること **C： 輸送機器や荷役機械を充当対象とする場合は、化石燃料を使用しないこと。また船舶を充当対象とする場合は化石燃料を輸送するものではないこと**	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 水質汚濁やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・エネルギー削減量（kWh） ・CO_2排出削減量（t-CO_2/年）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		D： 水素、アンモニア、バイオマスなどの化石燃料を代替する低炭素燃料を製造・供給・使用するための機器・設備（輸送機器や荷役機械を除く）を充当対象とする場合は、ライフサイクルベースのCO_2排出量が関連する国際基準等を下回ること		
大分類	7．持続可能な水資源管理に関する事業			
小分類	①上水道施設の整備事業			
1	上水道施設の整備 （高効率設備の導入、設備のダウンサイジング等によるエネルギー効率の改善）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、水道法に基づく「水道基盤強化計画」、「都道府県水道ビジョン」「水道事業ビジョン」等の計画等において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、消費電力が低減すること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・供用区域人口 ・消費電力削減量（kWh）
2	上水道施設の統廃合・広域化 （上水道の統廃合、位置エネルギーの利用等によるエネルギー効率の改善）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、水道法に基づく「水道基盤強化計画」、「都道府県水道ビジョ	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること	・整備実績 ・供用区域人口 ・消費電力削減量（kWh）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		ン」「水道事業ビジョン」等の計画等において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、消費電力が低減すること	b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	
3	上水道施設等の防災対策 （浸水対策、土砂災害対策としての砂防堰整備等）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、水道法に基づく「水道基盤強化計画」、「都道府県水道ビジョン」「水道事業ビジョン」等の計画等において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、風水害や土砂災害による被害の減少が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁に対する対策がとられていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・対応可能な災害の種類やレベル（雨量等）等
大分類	8．気候変動に対する適応に関する事業			
小分類	①風水害対策事業			
1	河川護岸の整備（堤防、堰堤の改修等）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施	・整備実績（箇所数含む） ・整備距離（km） ・整備面積（ha）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・浸水想定区域面積の減少幅等
2	河川の堆積土砂撤去	A： 地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する浚渫に関する個別計画に整備事業の実施が位置づけられていること B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・整備距離（km） ・整備面積（ha） ・対策土量（㎥） ・浸水想定区域面積の減少幅等

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

3	河川の拡幅	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・整備距離（km） ・整備面積（ha） ・浸水想定区域面積の減少幅等
4	放水路の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれる	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・整備距離（km） ・整備面積（ha） ・浸水想定区域面積の減少幅等

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		こと		
5	道路整備（排水性・透水性舗装、緊急輸送道路）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれること ※道路の新設は基本的に非適格となるため、緊急輸送道路を新設する場合は、以下の条件を満たす必要がある。 ・他に代替通行手段がないこと ・当該地域で想定される災害の状況から、当該道路の利用につき緊急性が認められること ・当該道路を利用した救助等により裨益する戸数、地域等が確認できること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・整備距離（km） ・整備面積（ha） ・浸透水量（㎥/hr）
6	治水ダムの整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境	・整備実績（箇所数含む） ・浸水想定区域面積の減少幅等

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれること ※水力発電用途のダム整備は対象外である。	保全措置が実施されていること b： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること c： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること d： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること e： 受注者における安全施工措置等を規定していること	
7	農業水利施設（排水機場等）の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれる	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・整備距離（km） ・整備面積（ha） ・浸透水量（㎥/hr）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		こと		
8	流路のボトルネック箇所の鉄道橋架替等整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・浸水想定区域面積の減少幅等
9	河川管理施設の長寿命化（開閉装置整備等）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害に	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・浸水想定区域面積の減少幅等

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		よる人的・物的被害の減少が見込まれること		
10	洪水調整施設（調節池、調整池、ため池等）の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体的事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・浸水想定区域面積の減少幅等
11	道路の無電柱化 （風水害時の被害の軽減を目的としたもの）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体的事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、風水害による人的・物	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・整備距離（km）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		的被害の減少が見込まれること		
12	信号機への非常用電源付加装置の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、円滑な避難が可能となるなど、風水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む）
13	危機管理水位計、河川監視カメラ、河川情報基盤（降雨量等の情報収集・処理機器） 等の機器設置	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、的確な避難判断に資するなど、風水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと	・整備実績（箇所数含む）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

14	災害時の避難場所となる広域防災拠点整備事業	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、円滑な避難が可能となるなど、風水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備面積（ha） ・収容可能人数（人またはカバーする地区範囲）
15	下水道施設（雨水関連）の整備 （雨水排水施設・雨水浸透施設の整備、ポンプの増設や高効率ポンプ導入等）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、下水道事業に関する総合的な計画、下水道法に基づく「流域別下水道整備総合計画」等の計画において、事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

小分類	②高潮・高波対策事業			
1	海岸保全施設（護岸、堤防、離岸堤、突堤、水門、排水機場の整備、防潮堤嵩上げ等）の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、高潮による浸水想定面積や被害戸数の減少等、人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・整備距離（km） ・整備面積（ha） ・浸水想定面積や被害戸数の減少等の防災効果（見込み）
2	港湾・漁港施設（岸壁等）の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、高潮による浸水想定面積や被害戸数の減少等、人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・整備距離（km） ・整備面積（ha） ・浸水想定面積や被害戸数の減少等の防災効果（見込み）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

小分類	③土砂災害対策事業			
1	砂防施設（砂防堰堤、渓流保全工等）の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること b： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む）
2	治山施設（治山ダム、流路工等）の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む）
3	保安林の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公	a： 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境	・整備実績（箇所数含む）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B：事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	保全措置が実施されていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	
4	急傾斜地崩壊対策事業（擁壁工、法面工の整備等）・地すべり対策事業の実施	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B：事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	a： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること b： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む）
5	道路の法面対策、落石防止事業の実施	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけら	a： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること b： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規	・整備実績（箇所数含む）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		れていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B：事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	定していること	
6	砂防情報基盤（降雨量等の情報収集・処理機器）整備事業	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、的確な避難判断に資するなど、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少に資することが見込まれること	a： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと	・整備実績（箇所数含む）
小分類	④気候変動に備えた農林水産業の研究開発事業			
1	農産物品種や農産物生産技術の開発施設の整備	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけら	a： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること b： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規	・施設・機器整備件数 ・品種開発数 ・農産物生産技術開発研究数

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		れていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B：事業により、気候変動に強い品種や、気候変動に適応した技術の研究開発の進展が見込まれるなど、気候変動により影響を受ける農産物の生産維持・拡大につながること	定していること	
2	水産業研究施設の整備	A：団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B：事業により、気候変動に強い品種や、気候変動に適応した技術の研究開発の進展が見込まれるなど、気候変動により影響を受ける水産物の生産維持・拡大につながること	a：水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること b：事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c：受注者における安全施工措置等を規定していること	・施設・機器整備件数 ・生産が維持できる水産物の種類
3	水産動植物の種苗生産施設の整備	A：団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公	a：水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること	・施設・機器整備件数 ・種苗生産が継続的になった水産動植物

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業により、気候変動に強い品種や、気候変動に適応した技術の研究開発の進展が見込まれるなど、気候変動により影響を受ける水産物の生産維持・拡大につながること	b： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c： 受注者における安全施工措置等を規定していること	の種類
小分類	⑤気温上昇対策事業			
1	ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応（道路等の遮熱性・保水性の向上）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、遮熱効果や保水効果の向上が見込まれること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績（箇所数含む） ・整備延長（km）
2	都市におけるクールスポットの創出	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒	・整備実績（箇所数含む）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 事業の実施により、遮熱効果や保水効果の向上が見込まれること	音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 水質汚濁や土壌汚染に対する対策がとられていること c： 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備延長（km）
3	熱中症対策を目的とした指定暑熱避難施設、学校等の空調設備の整備	A：指定暑熱避難施設を対象とする場合は、事業を行う団体が指定する施設であること。指定暑熱避難施設以外の施設を対象とする場合は、 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」等の計画において、対象施設における整備事業の実施が位置づけられていること。なお、学校を対象とする場合、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述がある事業を含む。 B： 事業の実施により、熱中症リスクを	a： 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと（特にフロンの廃棄） b： 受注者における安全施工措置等を規定していること c： 化石燃料を動力源としていないこと d： 交換前の機器と比較し、エネルギー性能の低下が見込まれないこと。新設の場合は、省エネルギーに関する補助金の対象であること	・整備実績（箇所数含む）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

		低下させる効果が見込まれること		
大分類	１０．グリーンビルディングに関する事業			
小分類	①グリーンビルディングに関する事業			
1	公共施設等の新築・改修 （環境に関する認証を取得するもの）	A： 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること（又は、計画に具体の事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること） B： 整備対象の施設が、CASBEE 認証（A 以上。自治体 CASBEE を除く）又は LEED 認証（SILVER 以上、LEED BD+C の場合は v4 以降）を取得する見込みであること	a： 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b： 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備施設名 ・建物に関する環境認証（CASBEE、LEED 等）の取得状況 ・年間の一次エネルギー消費量

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)
・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
・EU Certified Credit Rating Agency
・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.